

佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月14日

佐久市

1 趣旨

この要領は、佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業に係る一連の業務を委託するに当たり最適な者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 事業名

佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業

3 事業の目的・内容

佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（運行開始は令和6年10月1日から）

※ 契約締結は令和6年8月を予定

5 受託候補者の選定方法

佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

6 事業費限度額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

月額1,000,000円以内

令和6年度限度額	6,000,000円以内
令和7年度限度額	12,000,000円以内
令和8年度限度額	12,000,000円以内

上記の合計限度額及び月額並びに各年度の限度額を超える提案は不可とする。

なお、事業費については、提案金額を基本とし、本事業に係る予算が議決され、本予算の執行が可能となった時に、予算の範囲内で受託事業者と市で協議の上確定するが、受託者の提示金額に満たない場合がある。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本実施要領の公告日から受託候補者決定日までの間において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本市の物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録のない者については、「11 市の名簿に登録されてい

ない者の追加提出書類」に定める書類を提出し、審査の結果、市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本事業に限り参加することができる。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (3) 佐久市物品購入等参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者の規定に該当しない者であること。
- (6) 佐久市内に事業所を有している者であること。

8 実施スケジュール（予定）

公募から受託候補者の選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公開	令和6年5月14日（火）
質問書の提出期限	令和6年5月22日（水）午後5時必着
質問に対する回答 （本市ホームページに掲載）	令和6年5月27日（月）
参加表明書兼誓約書の提出	令和6年5月28日（火）午後5時必着
企画提案書等の提出	令和6年6月4日（火）午後5時必着
審査委員会審査 （プレゼンテーション）	令和6年6月28日（金）
審査結果の通知	令和6年7月上旬
事業開始	令和6年10月1日（火）

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、別紙質問書を記入した上で、次のとおり受け付ける。

(1) 提出期限	令和6年5月22日（水）午後5時必着
(2) 提出書類	質問書（様式1）
(3) 提出方法	高齢者福祉課へ電子メールで送信 電子メール送信時の件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、電子メールの送信後は、高齢者福祉課高齢者事業係に対し、電子メールを送信した旨の電話をするこ

	と。 また、質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、電子メール以外の方法で提出された質問は受け付けない。 《電子メールアドレス》 koureisya@city.saku.nagano.jp
(4) 回答方法	令和6年5月27日(月)に本市ホームページに掲載する。

1 0 参加表明書の提出

(1) 提出期限	令和6年5月28日(火) 午後5時必着
(2) 提出書類	参加表明書兼誓約書(様式2)
(3) 提出方法	高齢者福祉課高齢者事業係へ持参又は郵送 持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までに持参。郵送の場合は一般書留郵便で送付すること。

1 1 市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

- (1) 物品購入等入札(見積)参加願【追加申請様式】
 - (2) 商業登記簿謄本
 - (3) 委任状(支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式】
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 使用印鑑届(入札時等の使用印が印鑑証明書と異なる場合)【追加申請様式】
 - (6) 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (7) 市税の納税証明書(本市に納税義務がある場合のみ)
 - (8) 各種料金の納付状況報告書(本市に納付義務がある場合のみ)【追加申請様式】
 - (9) 経歴及び営業概要書【追加申請様式】
 - (10) 申請の直前1年間の財務諸表(決算書)
- ※ 証明書、登記簿謄本等は、3か月以内に発行されたものとする(写し可)。

1 2 参加辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1) 提出期限	令和6年6月4日(火) 午後5時必着
(2) 提出書類	参加辞退届(任意様式)
(3) 提出方法	高齢者福祉課高齢者事業係へ持参又は郵送 持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までに持参。郵送の場合は一般書留郵便で送付すること。

1 3 企画提案書の提出

(1) 提出期限	令和6年6月4日(火) 午後5時必着
(2) 提出書類	<p>ア 企画提案書等提出届(様式3)</p> <p>イ 提案事業者の概要(様式4)</p> <p>ウ 外出支援サービス事業業務提案書(様式5)</p> <p>エ 参考見積書(様式6-1、6-2)</p> <p>※ 提出書類のうち、アは正本1部を、イ・ウ・エは正本1部のほかに副本7部を提出すること。</p>
(3) 提出方法	<p>高齢者福祉課高齢者事業係へ持参又は郵送</p> <p>持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までに持参。郵送の場合は一般書留郵便で送付すること。</p>
(4) 書類作成上の留意事項	<p>ア 「13(2)提出書類」のうち、アを除く書類については、「13(2)提出書類」に示す順にインデックスを貼付した上でページ番号を付し、A4サイズ縦ファイルに綴ること。なお、A3サイズの資料がある場合はA4サイズ(片袖折り)にすること。</p> <p>イ <u>副本(7部)には、参加事業者の名称及びそれを推測できる事項の記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗り等をして対応すること。</u></p> <p>ウ 提出は、1者につき1提案に限る。</p> <p>エ 参考見積書の作成に当たっては、様式に基づき、それぞれ積算すること。</p> <p>オ 参加表明書未提出の者が作成した、企画提案に係る関連書類は受け付けない。</p>

1 4 プレゼンテーションの実施

(1) 日時	令和6年6月28日(金) 午前9時30分開始(予定)
(2) 説明者	原則として、本業務の担当者が行うこと。また、会場への入室は1者につき3人以内とし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。
(3) 実施時間	<p>一事業者当たり40分</p> <p>(準備5分、プレゼンテーション20分、質問10分、片付け及び退場5分)</p>
(4) 説明方法等	<p>ア プレゼンテーションの時刻や実施場所については、参加者に改めて通知する。</p> <p>イ プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の受付順とする。</p> <p>ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に</p>

	<p>行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内で、パソコン、ディスプレイ等を使用した投影による説明、投影される資料の配付は可とする。</p> <p>エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加事業者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、ディスプレイに参加事業者の名称及びそれを推測可能な映像が投影されるものでないこと。このことは、上記ウにおいても同様とする。</p> <p>オ プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、参加事業者で用意すること。ただし、ディスプレイ（パソコンの接続が可能）は市で貸出しが可能であるため、使用する場合は事前に連絡すること。</p> <p>【ディスプレイ仕様】 メーカー：ナイスモバイル 型番：MH-CF65FA ※ ディスプレイ付属の HDMI ケーブルを、持参したパソコンに接続することで投影が可能</p> <p>カ プレゼンテーション当日、出席者の確認を行うため、所属事業所を確認できるものを用意すること。</p> <p>キ 感染症の拡大状況等により、対面ではなく、映像メディアの提出や、オンライン会議システムを使用した審査とする場合がある。</p>
--	---

1.5 受託候補者の選定方法

(1) 審査

ア 審査委員会が別紙「審査基準」に基づき審査・採点する。

審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加事業者を受託候補者として特定する。参加事業者順位1位が同数の場合は、このうち参加事業者順位2位を最も多く付けた参加事業者を受託候補者として特定する。以下同数の場合は、同様に3位、4位と続ける。

イ アにおいて同数となった場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加事業者を受託候補者とするが、評価点数の合計が同じ場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ウ 評価点数に最低基準点（満点の60%）を設け、参加事業者の得点（各審査委員の評価点数の平均点）が最低基準点に満たない場合は失格とする場合がある。

エ 参加事業者が1者の場合でも審査を行う。

オ 審査委員が審査委員会に出席できない場合、事務局は当該委員に対し、事前に提出書類を送付した上で、採点表の提出を求めることができる。その場合、封書された採点表を受理した時は、当該委員等は出席扱いとする。なお、

当該採点表の開封は、審査委員会において委員の面前で行うものとする。

(2) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知するほか、佐久市ホームページで公表する。

イ 審査の経緯及び結果に関しての質疑、異議申立ては一切受け付けない。

1.6 契約締結等

(1) 受託候補者に決定した事業者は、企画提案書をもとに契約締結のための仕様書確認等の協議を行った上で契約書を作成し、随意契約により契約する。

なお、契約締結に当たっては、佐久市財務規則等に基づくものとする。

(2) 契約締結に当たっては、受託候補者の提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

(3) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行い、さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も高い参加者と交渉を行うこととし、(1)及び(2)と同様の方法により契約する。

1.7 失格事項

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 参加資格を有しない場合、提出書類の記載内容に虚偽があった場合、応募に際し不正行為を行った場合

(2) 実施要領に定める事項に適合しない場合

(3) 提出書類に不備及び錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、再提出の期限内に提出されなかった場合

(4) プレゼンテーションに出席しなかった場合

(5) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

(7) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

1.8 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出書類は理由を問わず返却しない。

(3) 提出書類は、不備及び錯誤等により事務局が再提出を求めた場合のみ指定された期限内で再提出することができるが、それ以外の理由による修正及び追加は一切認めない。なお、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

(5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可

なく公表又は使用することはできない。

- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (9) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令等、関係法令の定めるところによる。
- (11) 本プロポーザルに必要な書類等は、本市ホームページからダウンロードすること。

19 応募に関する問い合わせ先

【問合せ先】〒385-8501 佐久市中込3056 佐久市役所		
担当部署	高齢者（高齢者福祉課 高齢者事業係）	障害者（福祉課 障害福祉係）
担当者及び係長	担当者：日向 係長：寺尾	担当者：町田 係長：浅川
電話（直通）	0267-62-3154	0267-62-3147
FAX	0267-63-0241	0267-62-2172
メールアドレス	koureisya@city.saku.nagano.jp	fukushi@city.saku.nagano.jp

【別紙】

佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業業務委託に係る
公募型プロポーザル審査基準

	評価項目	評価基準	提出書類
1	提案事業者の概要	提案事業者の概要	様式4-1
2		福祉有償運送事業に関する考え方	様式4-2
3	使用車両	利用者が安心して利用できる車両の配備	様式5-1
4		車両の管理・点検整備等の体制	様式5-2
5	業務従事者	業務を安定的に遂行できる業務従事者の確保	様式5-3
6		業務従事者の教育・研修等の実施状況	様式5-4
7	事故発生時の対応	事故発生時の連絡及び適切な対応に係る体制	様式5-5
8	トラブル発生時の対応	トラブル発生時に速やかに対応できる体制	様式5-6
9	その他の提案	利用者にとって有益又は独自性のある提案	様式5-7
10	価格に対する提案	市が示した事業費限度額との対比	様式6-1 様式6-2